



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	吉田兼俱の『日本書紀』注釈における神典観と『先代旧事本紀』
Author(s)	間枝, 遼太郎
Citation	国語国文研究, 158, 10-23
Issue Date	2022-02-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/89210
Type	journal article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_158_10-23.pdf



吉田兼俱の『日本書紀』 『先代旧事本紀』 注釈における神典観と

間 枝 遼 太 郎

一 はじめに

『古事記』『日本書紀』受容史、あるいは神道史の一齣として、吉田神道の大成者・吉田兼俱が『古事記』『日本書紀』『先代旧事本紀』の三書を〈三部本書〉と呼称したことはよく知られるが、兼俱はこれら三書全てを同程度に重視して扱ったわけではなかった。夙に指摘されるように、⁽¹⁾『日本書紀』(神代巻)を最上の書とし、他の二書はそれと比較して一段劣るものとするのが兼俱の認識であったとされる。

ただ、兼俱におけるそうした三書の位置付け自体は、兼俱の『日本書紀』注釈の集大成である『日本書紀神代巻抄』⁽²⁾(以下『神代巻抄』)冒頭の「此二書ニ添ニ神書ニ、以為三部本書一也、旧事・古事ノ二書ニハ、加ニ編者之語ニ、穿鑿スルゾ、此書ハ唯述ニ神語ニ、不レ加ニ私語ニ、以故為三最上ニ」⁽³⁾(九七・九八頁)などを参照する形でよく言及さ

れてきたものの、『日本書紀』以外の二書が兼俱の活動の中で実際にどのように利用されていたか、その具体的な部分についてはあまり注意されてこなかった。しかし、兼俱によって明示された右のような規定だけでは、兼俱における三書のあり方を見るには不十分な点があるように思われる。それらの利用の実態を把握することによって、〈三部本書〉と括られた神典の兼俱における実像を正確に捉えることができるようになるだろう。それは三書の受容史を考える上で重要なことと言える。

『古事記』に関しては近年、新井大祐氏によって兼俱における利用の仕方が整理され、結果として積極的には利用されていなかったことが明らかとなったが、それを踏まえた上で次に問題となるのは、『先代旧事本紀』⁽⁴⁾(以下『旧事本紀』)の位置付けおよび利用の実態である。『旧事本紀』は九世紀頃成立の文献であるが、その成立後早い段階から近世に至るまで、聖徳太子の編纂した日本最古の史書・神典として信じられ利用されたという特徴を持ち、⁽⁵⁾近年はその受容に

注目した研究も進みつつある⁽⁶⁾。また、徳川光圀が応仁の乱以降に卜部氏の作った偽書ではないかと言ひ、多田義俊がやはり卜部氏による偽書だと主張したように⁽⁷⁾に、『旧事本紀』は卜部氏・吉田家と深い関わりがあるものとして見なされることがある文献でもあった。本稿では、特に中世の『日本書紀』注釈の代表的なものの一つである『神代卷抄』を中心とする兼俱の『日本書紀』講義の聞書類の具体的な注釈の記述から、『旧事本紀』の兼俱における利用のあり方と位置付けを明らかにし、兼俱の神典観、そして神典の受容史を従来とは異なる角度から照射することを試みる。

二 兼俱に至るまでの三書の位置付け

兼俱の注釈を見る前に、まず兼俱に至るまでの『旧事本紀』(およびそれと関わる『古事記』『日本書紀』)の位置付けの歴史を簡単に確認しておきたい。三書の位置付けについては、古くは久保田収氏⁽⁸⁾などの研究において言及され、また近年では門屋温氏⁽⁹⁾が『旧事本紀』の受容史に着目する観点から、また新井大祐氏⁽¹⁰⁾が『古事記』および『三部書』言説の歴史的展開を追う観点からそれぞれまとめている。本節ではそれらの先行研究を踏まえつつ、改めて『旧事本紀』を中心に三書の位置付けを整理することとする。

『旧事本紀』の存在に触れた初期のまとまった記述としてよく知られるのは、十世紀、承平度の『日本書紀』講書の記録である『日本書紀私記(丁本)』(以下『私記丁本』)の、以下に掲げる文である。

問。本朝之史、以三何書為始乎。

師説、先師之説、以三古事記為始。而今案、上宮太子所撰先代旧事本紀十卷、是可謂三史書之始。何者、古事記者、誠雖三注三載古語、文例不似三史書。即其序云、上古之時、言意並朴、敷レ文構レ句、於レ字即難。已因レ訓述者、詞不逮レ心。全以音連者、事趣更長。是以今或一句之中、交用三音訓、或一事之内、全以レ訓録。即辞理難レ見、以レ注明レ意、云々。如此則所修之旨、非三全史意。至于上宮太子之撰、繫於年一繫於月、全得三史伝之例。然則以三先代旧事本紀十卷、可謂三本朝史書之始。

問。撰三修此書之時、以三何書為本乎。

師説、先師之説、以三古事記三者為本。其時、又問云、若以三古事記為本、何有レ相違之文哉。先師又説云、古事記者、只以三立意為宗、不レ勞三文句之体。仍撰修之間、頗有レ改易、云々。而今見三此書、所レ載麗文者、全是先代旧事本紀之文也。注三二云之處、多引三古事記之文。況復上宮太子全依三經史之例、能勞三文筆之体。或神名用レ訓之處、更不レ雜レ音。或鳥名用レ音之處、亦不レ雜レ訓。此近則、国常立尊、殷馭廬島等、是其一端也。此書之体、已同三彼書。況其所レ載、多引三彼文。然則、可レ謂以下三先代旧事本紀為本所レ撰也。自余閭門假借之書、雖有レ其数、皆称三一書、置三於注⁽¹¹⁾。

ここでは、まず日本の史書の始めはどの書かという問い(「本朝之史、以三何書為始乎」)に対し、『古事記』を始めと見なす「先師之説」が挙げられた上でそれが退けられ、新たに、聖德太子が撰した『旧事本紀』を始めとするという説が立てられる。そして次に、『日

本書紀』の編纂に際しどの書が本とされたかという問い（『撰修此書之時、以三何書一為原本乎』）に対し、『旧事本紀』と文体・用字などの点で多く一致するところから、『日本書紀』本文は『旧事本紀』を本とする（注として付される「一書」はそれ以外の書を引きいたもの）、ということが説かれる。

この講書における規定は、その後の三書観と『旧事本紀』の位置付けに大きな影響を与えていくこととなる。例えば、鎌倉時代における代表的な『日本書紀』注釈書である卜部兼方『釈日本紀』は『私記丁本』の異本の文を多く引用することが知られるが、『旧事本紀』『古事記』の位置付けに言及する箇所でも、やはり右の『私記丁本』に見える説と大方一致する文章を収載している。また、兼俱の注釈に大きな影響を及ぼした一条兼良『日本書紀纂疏』においても、『私記丁本』の説をおおよそ継承した認識が掲げられている¹³⁾。

加えて中世には、兼俱の『三部本書』に先んじて、『旧事本紀』『古事記』『日本書紀』の三書を一括して呼称する枠組みがあらわれてくる。その現在確認される中で最も早い例は、慈遍『天地神祇審鎮要記』（元弘三年（一一三三））に見える『三部之書』という言葉である。その他、比叡山西塔宝蘭院の貞舜の『天台名目類聚鈔』（応永九年（一四〇二））は三書を「神書三大部」とし、また比叡山高照院の良遍が応永二十六年（一四一九）に行った『日本書紀』講義の聞書『日本書紀卷第一聞書』には「三部書」と見える¹⁵⁾。

兼俱の『三部本書』言説は、そうした流れの中で登場してきたものであった。そのような兼俱以前の展開の中で目立つのは、『旧事本紀』の地位が比較的高く設定される場面が多く見受けられる点だ

ろう。『私記丁本』以来の説とはやや異なった立場をとるものに丁誉聖阿『日本書紀私鈔』（応永五年（一二九八））があり、そこでは応神天皇の時に記された『日本書』なる書物が『旧事本紀』とともに『日本書紀』の素材となったとされているが、その場合でも『旧事本紀』はやはり『日本書紀』の典拠という位置を外れていない。また、『三部』の書という枠組みを用いた初期の人物と目される慈遍は『旧事本紀』を特に重視し、注釈書『旧事本紀文句』十卷（佚書）、『旧事本紀玄義』十卷（卷一・三・四・五・九のみ現存）を著している¹⁷⁾。さらにその慈遍とも関わりのあった伊勢神道の度会氏は、神学的解釈を加えながら『旧事本紀』を盛んに利用していた¹⁸⁾。

ここで兼俱に立ち戻ろう。『私記丁本』以来、基本的に『旧事本紀』は『日本書紀』の主要な典拠として見られてきたが、兼俱の『三部本書』観においては、その認識が転換される。第一節にて引用した『神代卷抄』冒頭の記述に見られるように、『旧事本紀』『古事記』は「編者之語」が加えられたものであり、『日本書紀』（神代卷）こそが「私語」（＝編者之語）を交えず「神語」（神の言葉）を述べる最上の神書とされたのである。この兼俱の姿勢について鎌田純一氏は『旧事本紀』は鎌倉時代、度会氏が極めて重視した取扱いに比し、それ程重視はされなかった」とまとめ、新井氏は「兼俱は、従来重視されてきた『旧事本紀』を恣意的として『古事記』と同等の位置に引き下げることによって改めて『書紀』の優越性を打ち出し」たと評す²⁰⁾。ただし、そうした『神代卷抄』冒頭のような兼俱による三書の規定からだけでは、兼俱が想定した三書の関係が具体的にどのようなものなのか、掴みかねる部分がある。さらに言えば、兼俱は『日本

書紀」を「私語」を加えない」ものとして評価したように見えるが、それは果たしてどれほど言葉通りに受けとめれば良いものなのか、疑問が残る。と言うのも、徳盛誠氏が既に指摘するように、実際の注釈の中では、例えば『日本書紀』第八段一書第三の「草薙剣が今尾張国にある」とする記述に対して「神代ノ書ナルニ、在尾張ニト云ハ、不審也、是ハ編者語也、非神語、余亦倣之」（『神代卷抄』一七四頁）とするなど、神代巻に「神語」でない「編者語」が含まれていると兼俱が述べる場面が存在するからである。そこで次節からは、現行『日本書紀』の生成に関わる兼俱の言説についてももう少し詳しく確認しつつ、『旧事本紀』と『日本書紀』をめぐる実際の注釈のあり方に迫ってみたい。

三 兼俱における『旧事本紀』の位置付け

兼俱の考えでは、元々「神語」は「紙墨ニアラハスバカリ、文字デハナイズ、森羅万象ハ天地自然易也、伏羲向空中「下二画」、自然ノ文字也」（『神代卷抄』一〇〇頁）などと語られる「自然ノ文字」によってあらわされていた。「神語」を「自然ノ文字」によってあらわしたその觀念上の存在が本来の『日本書紀』——（原『日本書紀』）——でも言うべきもの——であり、現在見る漢文の『日本書紀』はその（原『日本書紀』）の「自然ノ文字」を漢字に移し換える形で作られたものだといふ。そして兼俱によれば、「自然ノ文字」によって綴られる「神語」の（原『日本書紀』）の一部が最初に漢字に置き換えられたのは、聖德太子の時だった。

雖然不解漢字「ホドニ、仏教ヲモ儒教ヲモ不レ分ゾ、人皇三十四代推古天皇ノ姪聖德太子以漢字「為ニ和訓一、其時ニ始メテ解漢字」也、（『神代卷抄』九八頁）

其ヲ云ニ、太子旧事本紀ヲ撰ニ、神代ノ書ヲ、漢字ニナサシモゾ。其漢字ニナサレタハ、ドレゾト云ニ、此書ニ、一書曰くトアル事ゾ。漢字ニ一書曰くト云ヲナイテ置テ、ヒツクヒリテ、作者ノ心デ、先代旧事本紀ヲ、撰サシモタゾ。……太子ノ心ハ、内典外典ノ心ヲ、吾ガ国ノ人ニ知ラセウトテ、先ツ神書ヲ、漢字ニナサレタゾ。我が国ノ書ヲ、漢字デヨミ習テ、外国ノ書ヲ、ヨマセウ用ゾ。⁽²³⁾（『神書問塵』四頁）

その昔、外国から仏典や漢籍が渡来した。しかし人々は漢字の意味を知らないため、そのままではそこに書かれる仏教や儒教の内容は理解できなかった。そこで、書物の内容を解けるようにすべく、聖德太子が漢字と和語の対応関係をはじめて定めたが、その対応を示すために太子が行ったのが、（原『日本書紀』）（『神代ノ書』）の一部を漢字に置き換えることだった。その際に漢字化されたものが現行『日本書紀』に一書として見えるものであり、またそれを太子自身が「作者ノ心」でもつてまとめたのが『旧事本紀』だったという。兼俱は自らの教説の中で重要な位置を占める根葉花実説を聖德太子に仮託した形で説くなど、聖德太子の存在を重視する傾向にあったが、兼俱にとつては「神語」を漢字化するということの始原も聖德太子にあり、『旧事本紀』の成立もまたそれと関わるものとしてあった。⁽²⁶⁾

そうして漢字化されはじめた（原『日本書紀』）は、最終的に養老

年間に「一品舍人親王」「太朝臣安丸」（『神代卷抄』九七頁）によって編纂されて現行の形態となる。そのような成立の経緯を辿った現行『日本書紀』の中には、本文と一書との間で矛盾する内容を持つ記述や、〈草薙剣が今尾張国にある〉などといった神代の書としてはあり得ない記述が存在した。そして実際の注釈において、この書は「神語」を記した神代の書のはずなのになぜそのような記述が存在するのか、ということが問われるとき、そこには聖德太子の関与、あるいは舍人親王ら編纂などの過程を経ていることと関わって、成立論的に「私語」「編者語」の存在が想定されてくるのであった。²⁷先に触れた〈尾張国〉の例は編者の舍人親王らに関わる私意の挿入箇所として捉えられていると思われるが、また第一段一書第二に対する次の注釈、

天地ニサキダテルヲ、国常立ト申、一念不生ノサキヲ、国常立ト云フ。此国常立ヨリサキニ、可美葦牙——ト云ガアルト云ハ、此書ノ不審ゾ。彦ハ、陽ノ神ノ事ゾ。太子ノ独化ノ神ヲ、一番ニ云テ、次ニ俱生ノ神ヲ立ゾ。太子ハ、能ク心得サセントテ、私ノ語ヲ入ラル、ゾ。（『神書聞塵』二〇〇頁）

のように、聖德太子の「私ノ語」の挿入を認める箇所もある。²⁸

以上のように、兼俱は現行『日本書紀』の中に「私語」「編者語」が含まれることを実際の注釈の中で認めている。そうした点を含め、現行『日本書紀』は内容的には必ずしも〈原『日本書紀』〉そのものと同一にはなっていないかった。そこで、現行『日本書紀』を補完し本来の形に還元し得るものとして注目されてくるのが、〈原『日本書紀』〉をはじめて漢字に置き換えた人物である聖德太子の編纂

した、『旧事本紀』であつた。

『日本書紀』第九段には、本文に瓊瓊杵尊の子として「火明命」（尾張連の祖）が登場し、一書第六に瓊瓊杵尊の兄として「天火明命」（尾張連の祖）が登場するという、本文と一書を一続きの話として見れば矛盾とも捉えられるような箇所が存在する。それに対する注釈として、兼俱は『旧事本紀』の名を出して次のように述べる。

天香山一此書ノ有レ誤之事ハ、先代旧事本紀ニ載レ之、尾張連等ハ、上ニ云タト、斉姓也、昔横川聞ニ此講ニ時、引ニ出之、（『神代卷抄』二二三頁）

天香一、横川ノ見、御出アリタゾ。前代旧事本紀ニアリ。尾ハ姓ゾ。アナタノハ、タクラ氏ゾ。ラヂライゾ。一ツニアマリテシタゾ。（『神書聞塵』一二二頁）

これだけでは文意・文脈がやや掴みづらいが、右に名が掲げられている「横川」（横川景三）の文明九年兼俱講聞書が部分的に組み込まれているとされる京都大学文学部国語国文研究室蔵『神代抄』（『日本書紀桃源抄』）の当該注釈と関連する箇所を見ると、

此卷正文ニ誤アリ。講説ノ時余正之。第二代ノ子天照国照天火明饒速日尊、其弟ヲ天彦火瓊々杵尊。速日尊ハ尾張連ノ祖也。然第三代ノ子火明命ト云ハ工造連祖トナリ。旧事本紀ニミヘタリ。一切ノタクミ番匠等ノ祖ゾ。然此本ノ正文ニ火明命ノ下ニ尾張連祖ト注スルハ大誤ゾ。³⁰

とある。すなわち、第九段一書第六の「天火明命」は『旧事本紀』における瓊瓊杵尊の兄「天照国照天火明饒速日尊」のことであり第九段本文の「火明命」とは別の神であること、また第九段本文にお

ける瓊瓊杵尊の子「火明命」は尾張連の祖ではなく實際は「工造連祖」であること、といった現行『日本書紀』の「誤」「アヤマリ」「大誤」が、講義の中で指摘されたのである。そしてその「天照国照天火明饒速日尊」「工造連祖」などの正説は、「旧事本紀ニミヘタリ」などとする通り、「旧事本紀」に載るものであった。⁽³²⁾

これは文明九年講時の横川景三の指摘に端を発する注釈ではあるが、現行『日本書紀』の記述が誤りで聖德太子の編纂した『旧事本紀』の記述が正しいとすることを、兼俱が受け入れているという点⁽³³⁾は重要である。そのように扱われる文献は、兼俱講においては他に見られない。『旧事本紀』は兼俱講において、現行『日本書紀』の記述の矛盾を修正し、〈原『日本書紀』〉の世界に近づけることが可能な文献としての位置付けを持ったようである。

四 『旧事本紀』の具体的な利用

『旧事本紀』は、『古事記』や『古語拾遺』といった他の神典類とは異なり、兼俱講において比較的多く参照された。次に『神代巻抄』と『神書開塵』における『旧事本紀』参照例を一覧として掲げる。

【表1】『先代旧事本紀』参照例一覧

①	『日本書紀神代巻抄』	『神書開塵』
撰也【頭書・97】	旧（事本紀序曰）聖德太子且所	

⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	
故二十字二加一字為土字也此ハ先代旧事本紀之義也【191】		三輪神ハ天羽車ニ乗シテ……見先代旧事本紀（三輪山伝説）【182】			一書曰是後稚日女尊——此神ハ神書ニ無系図也先代旧事本紀曰日神ノ妹也【165】					『日本書紀神代巻抄』 旧事本紀亦作薄靡也【111】	
		前代旧事本紀ニ第四二天羽車ニ駕テ……（三輪山伝説）【94】	前代旧事本紀ニ三輪ノ兄ニ事八十ノ神ト云アリ……（因幡の素兔）【91】	旧事紀ヤラニハ川上ヨリ筋ガ流タヲミテ覧ラル、ト云ゾ【82】	稚日——ハ天照ノイモト、云ゾ旧事記ニアリ【76】	【46】 旧事本紀古事記ニハ出雲ト伯耆トノ間ニ伊——ヲマツルト見タリ	旧事本紀ハ此——書ニ本テセラレタカゾ【25】	前代旧事本紀ハ此一書ニ依トミヘタゾ【21】	旧事本紀ナンドニハカウゾアレドモ此書ガ本ゾ【20】	前代旧事本紀ニモ靡字ヲアソバズゾ【15】	『神書開塵』

	『日本書紀神代卷抄』	『神書開塵』
⑬	熊襲国者一名佐渡国也見旧事本紀第一卷【200】	
⑭	五神簡要也成数ヲアゲタゾ旧事本紀ニハ三十五神降トアルゾ【208】	前代旧事本紀ニハ三十二神トアリ此ハ上首五神ヲ挙ゾ上ニ御降アリタ神二十種ノ宝ヲ授ケラル、ト前代旧事本紀ニアルゾ【111】
⑮	大己貴命ニ男建御名力命曰……詳見旧事本紀（国譲り）【214】	健御名刀神ハ諏訪ノ大明神ゾ……前代旧事本紀ニアルゾ（国譲り）【116】
⑯	此書ノ有誤之事ハ先代旧事本紀ニ載之尾張連等ハ上ニ云タト齊姓也昔横川聞此講時引出之【223】	天香—横川ノ見御出アリタゾ前代旧事本紀ニアリ尾—ハ姓ゾアナタノハタクラ氏ゾヲヂライゾ一ツニアヤマリテシタゾ【122】

※便宜的に通し番号を付し、同じ箇所に対する注釈の場合は番号も共通のものとした。【】で括った数字は頁数を示す。

兼俱講の中では、比較的長文の物語を『旧事本紀』を参照するという形で紹介する場面が複数確認できる。『神代卷抄』『神書開塵』双方に載るものを挙げると、⑩（三輪山伝説）・⑮（国譲り）がそれにあたる。ただし、その参照の方法には注意すべき点が含まれる。それは、そこで（『旧事本紀』にある）とされた内容が、『旧事本紀』そのものとは必ずしも一致しないという点である。まず、差異が大きい⑮（国譲り）の内容を具体的に見よう。

健御名刀神ハ、諏訪ノ大明神ゾ。百八十神ノ中ノガリ神ゾ。高——、フツト渡スマイ。我カ父ノ神ノユヅリ得テ、国ヲモ開ホドニト云ゾ。サレドモ、^{（経主神）}經主神ノ岐神デ逐ホドニ、信濃ノスワマデ、ヨイツメラレタゾ。立婦テ、ヨシナル事ハ、諏訪郡バカリヲバ、天ノ神ノ恩デモナウテ、我ガ父母ヨリユヅリ得タ在所ニシテ、ヨイロイナクバ、我モ降臨ヲ、領掌申サウト、ヨシナリタホドニ、経津主ノ、サラバト、サヤウニアレト云テ、シヅムルゾ。諏訪事ハ、此面ニハミエヌゾ。前代旧事本紀ニアルゾ。（『神書開塵』一六六頁）

元の『旧事本紀』との大きな相違点の一つは、建御名方神（健御名刀神、^{34）}諏訪ノ大明神）と戦う神の名である。『旧事本紀』では武甕槌神（あるいは経津主神）が戦うことになっているが、この『神書開塵』では「経主神ノ岐神デ逐ホドニ」と、新たに「岐神」が登場している。

またもう一つの大きな相違点としては、建御名方神が交渉のようなことを行っているという点が挙げられるだろう。『旧事本紀』では建御名方神は一方的に敗北して殺されかけ、諏訪から出ないことを約束するのであるが、ここでは建御名方神が諏訪郡を「我が父母ヨリユヅリ得タ在所」とし、その「在所」たる諏訪郡に干渉してこないのであれば自分も天孫の降臨を了承しましょう、と国譲りの交換条件として（諏訪の地の本領安堵）を提示、そしてそれが認められたことにより諏訪に鎮まったということになっている。

主に以上の二点によって、兼俱講における国譲り神話は、「前代旧事本紀ニアルゾ」と言われながらも、元の『旧事本紀』から全体的

に大きく異なるものに変貌しているのである。

次に、⑩『三輪山伝説』の内容を確認する。

三輪神ハ、天羽車ニ乗シテ、天上天下ヲ、飛行自在ニアルクトテ、摂州ヘ行テ、溝織姫ト契ゾ、其父ハ、夫ヲ嫁セシメザルニ、夫来ハ何人ト、不審スルゾ、只如「神人」者来テ、共ニ双レ枕ト思ウゾ、吾針ヲ裳ニツケテ、絲ヲ認テ知ト云ゾ、如「其言」認之、則カギノ穴ヨリ出テ、フシドノ山ヲ経テ、入「吉野」、自「吉野」入三諸山ニ而留ゾ、此絲ガ三ニマカリテ、ワニナリテアルホドニ、三輪ト云ゾ、其後生レ子也、見「先代旧事本紀」、(「神代卷抄」一八二頁)

これは比較的『旧事本紀』に則った内容と言えるものの、明確に異なる点もある。ここでは三輪神が「溝織姫」と契ったとされるが、元の『旧事本紀』の三輪山伝説の箇所では三輪神(大己貴神)の妻となるのは「活玉依姫」である。加えて、「摂州へ行テ」とある点についても、『旧事本紀』において活玉依姫がいたとされる土地は「茅渟県」(和泉国の地名。ト部兼永筆本は「節渡県」に作る)とのみ記されていて摂津国と特定できる要素は見出せないことから、不審点の一つに数えることができる。

さて、これらの『旧事本紀』からの逸脱は、単に兼俱が『旧事本紀』の写本そのものを参照できなかったために引用が不正確になった、という性質のものであるとは考え難い。吉田家に伝わった典籍は兼俱の孫・兼満が家に火を放って出奔した際にほとんど焼けてしまったため、兼俱期まで遡る吉田家の『旧事本紀』写本は現存しないものの、兼満までの吉田家には『旧事本紀』があったと考えられ

ている。⁽³⁵⁾そして実際、兼俱は主著『唯一神道名法要集』の「問、此靈宝、有「実体」哉、否」項で『旧事本紀』巻第三天神本紀の天璽瑞宝十種の記事から漢文体による忠実な引用を行っており、また「延喜式神名帳頭註」(文亀三年(一五〇三)成立)においては「葛木御年」「大神」「鴨事代主」「安房坐神」「香取」「鹿島」「南方刀美」の七項目にて、写本を参照していることが窺える漢文体(多少の異同は存する)で『旧事本紀』を引用している。すなわち兼俱は『旧事本紀』そのものを参照し正確に引用できるにもかかわらず、『日本書紀』講義の場ではあえて意識的に先述のような改変を加えて紹介していると考えられるのである。

では、そうした兼俱による改変にはどのような意味があるのだろうか。ここで一つ注意されるのが、改変箇所と『日本書紀』の被注釈箇所との記述の一致である。

例えば、⑮〈国譲り〉は、『日本書紀』第九段一書第二の「故経津主神、以三岐神⁽³⁶⁾為三郷導一、周流削平。有「逆命者」、即加斬戮。帰順者、仍加褒美」(経津主神が岐神を先導として国々をめぐり、逆らう者があれば殺し帰順する者には褒美を与えた)という箇所に対する注釈であった。「経津主」「岐神」が登場するという⑮〈国譲り〉の特徴は、注釈対象である『日本書紀』の記述と全く符合するのである。それはつまり、兼俱は『旧事本紀』の内容を、注釈する『日本書紀』の文脈に引き寄せた形で改変しているということではないか。⑮〈国譲り〉のもう一つの大きな相違点であった、建御名方神が交渉をして天孫降臨を了承する代わりに諏訪の地の本領安堵を認められたという話の筋も、やはり『日本書紀』の「帰順する者に褒美を与

えた」という文脈により合致するものとなっている。⁽³⁷⁾

また、⑩「三輪山伝説」は『日本書紀』第八段一書第六の「又曰、事代主神、化為八尋熊鰐」、通「三島溝織姫」或「三、玉櫛姫」に対する注釈であり、「活玉依姫」が「溝織姫」となっていたのはこの「三島溝織姫」を引いてきたものと考えられる。元の『旧事本紀』で言及がなかったはずの「摂州」についても、『日本書紀』の「三島溝織姫」の「三島」が摂津国の地名であることと一致する。⁽³⁸⁾

このような『日本書紀』の文脈に引き寄せる形での変更は、兼俱の立場からすれば改変というより、編纂の過程で私意が加わった『旧事本紀』を本来あるべき文脈へ引き戻し、〈原『日本書紀』〉の内容へと復元したもの、ということになると思われる。兼俱の『日本書紀』講義では、第三節で見たように『旧事本紀』を参照することで現行『日本書紀』を〈原『日本書紀』〉に近づけるということが行われる場合があったが、同時に、『日本書紀』の文脈を参照して『旧事本紀』を〈原『日本書紀』〉に還元することもまた行われていた。そのようにしてわざわざ『旧事本紀』の内容を引くのは、それが兼俱にとって、現行『日本書紀』から漏れた〈原『日本書紀』〉の内容を補い得るものだったからだろう。

原『日本書紀』に最も忠実であるはずの現行『日本書紀』と、聖德太子が編纂した、〈原『日本書紀』〉の漢字化の始原に最も近い文献である『旧事本紀』——その両書を、現行『日本書紀』理解を主軸としつつ双方向に参照することによって、両書の間、両書の向こう側に、私意を排した根源的な〈原『日本書紀』〉の姿を見出ししていく。『日本書紀』と『旧事本紀』をそのように位置付け利用するとい

う点に、兼俱の『日本書紀』注釈の一つの特徴があると考えられる。

五 おわりに

以上、兼俱の『日本書紀』講義における『旧事本紀』の位置付けとその利用の仕方、そしてそれに関わる神典観について、具体的な注釈に着目しながら検討してきた。兼俱は一見、『旧事本紀』を「古事記」と同等の位置まで格下げし、『日本書紀』を「私語」の加わらない無瑕疵の書として絶対視したかのように見える。しかし実際の注釈上では、現行『日本書紀』自体は根源的な無瑕疵の書としては扱われておらず、また反対に『旧事本紀』もそれほどまでに格下げされたわけではなかった。そこでは、平安時代以来〈典拠〉の問題として扱われてきた『日本書紀』と『旧事本紀』の関係は一旦解体され、両書はともに〈原『日本書紀』〉を根源とする二次的なものとして——現行『日本書紀』の方が基本的に〈原『日本書紀』〉とより強い連続性を持つとされてはいるものの——新たに位置付けられる。そうして展開していく〈原『日本書紀』〉の再構築を志向する注釈の中で、〈原『日本書紀』〉を初めて漢字化した聖德太子の手になる（とされた）『旧事本紀』は、「作者ノ心」によってまとめられた恣意的な部分がある編纂物であるとはされながらも、「古事記」をはじめとする諸書より重視された。そして、現行『日本書紀』に内在する〈原『日本書紀』〉からの逸脱・欠落部分において、現行『日本書紀』と合わせて見るによりその向こう側にある〈原『日本書紀』〉を復元し得る数少ない資料として、『旧事本紀』は利用され

たのである。

近世には、神仏儒三教一致の思想、そして聖德太子尊重の思潮のうちに、『先代旧事本紀大成経』（以下『大成経』³⁹⁾なる特異な偽書が生み出された。⁴⁰⁾そのような聖德太子や『旧事本紀』をめぐる流れの歴史としても、聖德太子の根葉花実説により三教一致を説きつつ『旧事本紀』を重視した兼俱の活動は、重要な位置にあると言えるだろう。『大成経』大成経序伝および帝皇本紀中巻上用明天皇元年の記事には、〈当初日本では漢字の意味が知られていなかった（万葉仮名のように音だけを用いて和語の表記に利用していた）ため、渡来した仏典・漢籍の内容を理解することができなかった。そこで聖德太子ははじめて漢字の訓を定め、仏典、儒教経典、そして太子自身が編纂した「神教経」「宗徳経」（『大成経』七十二巻本の経教本紀に収載）の漢文の右側に和訓を付し、人々に仏教・儒教を理解させることを試みた。それによって人々は漢文を読むことができるようになった〉という旨の記述があるが、これは本稿第三節にて触れた、兼俱の想定した聖德太子による和訓の制定・普及の過程に類似したものとなっており、兼俱の聖德太子や『旧事本紀』をめぐる思想と『大成経』との繋がりを示唆する。

また、兼俱の注釈は「神語」の秩序と〈原『日本書紀』〉の存在の創造という一面を持ったが、同時に兼俱はその中で、第四節にて見たように、「前代旧事本紀ニアルゾ」などとして『旧事本紀』の新たな本文を創造してもいた。そして兼俱の創り出した本文の内容は、後世にも〈『旧事本紀』にあるもの〉として流布していく。例えば林羅山『本朝神社考』には、次のような、『神書開塵』の¹⁵⁾〈国譲り〉

に似た文がある。

旧事本紀。天孫降臨時、大己貴神第二之子、健御名力命、欲レ拒三「天孫」。於レ是、経津主神、遣三岐神逐レ之。健御名力命、逃到三信濃国諏訪郡。迫甚。而謂曰、願得三此郡、以爲三父母之讓、不レ為三天神之恩、而作三吾居。則吾豈奉レ背三天孫一哉。因レ茲、経津主神、以三諏訪一郡、附三于健御名力命。是即諏方明神也。⁴¹⁾

野上潤一氏が指摘する通り、これは兼俱の実子清原宣賢の『日本書紀抄』（後抄本）を利用して羅山が『旧事本紀』を〈孫引き〉した箇所である。兼俱の創造した『旧事本紀』にない〈『旧事本紀』の本文〉は、宣賢を経て、吉田神道を批判した羅山の著名な著作にまで姿を現したのである。そうして『本朝神社考』に取り入れられた兼俱由来の神話は、『旧事本紀』の内容として近世の人々に受け入れられていくこととなる。⁴³⁾

なお、個々のテクストの間から現存しない〈原神話〉を復元（創造）しようとする方法は、兼俱以降にも往々にして見られる。平田篤胤の『古史成文』などはその甚だしいものであるが、近現代の神話研究もまた、そのような側面を持つ場合があった。『古事記』『日本書紀』などの別個のテクストを一元化して、その中から、あり得たかもしれない〈原神話〉（日本神話）を探し出そうとする――そうした現代における研究のあり方の問題にも繋がっていく、その先駆けの営みとしても、兼俱の注釈のあり方は注目できるだろう。

〔注〕

- (1) 鎌田純一『先代旧事本紀の研究』研究の部(吉川弘文館、一九六二年) 一四一頁。
- (2) 月舟寿桂聞書を兼俱が自ら書写した、兼俱の『日本書紀』講義聞書唯一の自筆完本。本稿ではこの『神代卷抄』と、文明十三年景徐周麟聞書『神書聞塵』(清原宣賢写。聞き取りの量や正確さが他の兼俱講聞書の写本より優れているとされる『神道大系』古典註釈編四 日本書紀註釈(下)、一九八八年、九頁)の二書を、代表的な兼俱講聞書として主に参照する。
- (3) 『神代卷抄』の引用は岡田莊司校訂『兼俱本宣賢本日本書紀神代卷抄』(統群書類従完成会、一九八四年)により、頁数も同書による。なお、私に濁点、傍線を付した。
- (4) 新井大祐『中世の『日本書紀』註釈に見る『古事記』観——「三部書」言説を標として——」(『古事記学』第四号、二〇一八年三月)。
- (5) 『旧事本紀』の成立や研究史については、鎌田純一、注1前掲書に詳しい。
- (6) 門屋温「解体する神話・再生する神々——中世における『旧事本紀』の位置——」(伊藤聡編『中世神話と神祇・神道世界』竹林舎、二〇一一年)、工藤浩編『先代旧事本紀論 史書・神道書の成立と受容』(花鳥社、二〇一九年)所収の諸論考など。また稿者も拙稿「『先代旧事本紀』の受容と神話の変奏
- (7) 鎌田純一・上田正昭『日本の神々——『先代旧事本紀』の復権』(大和書房、二〇〇四年) 七〇・七一頁。
- (8) 久保田収『中世神道の研究』(神道史学会、一九五九年)。
- (9) 門屋温、注6前掲論文。
- (10) 新井大祐、注4前掲論文。
- (11) 『私記丁本』の引用は『新訂増補国史大系』による。
- (12) 神野志隆光『日本書紀私記(丁本)』(『私記丁本』の資料批判)、『変奏される日本書紀』東京大学出版会、二〇〇九年)。
- (13) 新井大祐、注4前掲論文、一二七頁。
- (14) 久保田収、注8前掲書、四三七頁。
- (15) 同じく良遍講の聞書である『神代卷私見聞』(応永三十一年(一四二四))には貞舜『天台名目類聚鈔』と同様に「神書三大部」とある(新井大祐、注4前掲論文、一二一・一二二頁)。
- (16) 門屋温、注6前掲論文、三六四・三六五頁。
- (17) ただその一方で、中世に『旧事本紀』自体が注釈対象となることは慈遍の例を除いて他になかったという点は注意される。中世の神典注釈の営みにおいては、その対象となるのは主に『日本書紀』と『麗氣記』であった(『麗氣記』の注釈史については、原克昭『麗氣記』註釈・研究史)、『中世日本紀論考——註釈の思想史——』法蔵館、二〇一二年)に詳しい。
- (18) 鎌田純一、注1前掲書、一三九頁。

(19) 鎌田純一、注1前掲書、一四五頁。

(20) 新井大祐、注4前掲論文、一三四頁。

(21) 徳盛誠「吉田兼俱における日本書紀解釈の態度」(『上代文学』第八十七号、二〇〇一年十一月) 五八頁。

(22) 兼俱の想定する『日本書紀』の生成、およびそれと関わる「自然ノ文字」や「神語」などの概念については、金沢英之「中世における文字とことば——吉田兼俱『日本書紀神代卷抄』をめぐって——」(『萬葉集研究』第三十六集、二〇一六年十二月) に詳しい。

(23) 『神書聞塵』の引用は『神道大系』古典註釈編四 日本書紀註釈(下)により、頁数も同書による。なお、私に濁点、傍線を付した。

(24) 日本・震旦・天竺の三国を樹木にたとえて、日本の神道を種子、震旦の儒教を枝葉、天竺の仏教を花実とし、三教の関係を説くもの。古くは慈遍『旧事本紀玄義』や智円『鼻帰書』(正中元年(一三二四)成立)に見え、また相阿『国阿上人絵伝』(応永十二年(一四〇五)以降成立)では兼俱の場合と同様、聖徳太子に仮託された形で説かれる(森瑞枝「吉田神道の根本枝葉花実説再考」(伊藤聡編『中世神話と神祇・神道世界』竹林舎、二〇一一年)参照)。なお兼俱の『神代卷抄』では、枝葉にあたるものを「儒教」ではなく「文字」とする例(九九頁)がある(このことは兼俱が三国世界を繋ぐものとして文字(漢字)を捉えることと関係する。金沢英之、注22前掲論文、二八三頁参照)。

(25) 中臣祓の講義で「聖徳太子尺云、祓者、言語ノ最長、諸法ノ心地、万行ノ源也、^ス是、祓ノ抄ノ名文也」(明応四年月舟寿桂開書『中臣祓抄』。引用は『神道大系』古典註釈編八 中臣祓註釈による)と言うなど、兼俱が自らの主張したいことを聖徳太子に仮託した形で説く例は根葉花実説の他にも存在する。

(26) 兼俱講では神代卷下巻の注釈の最初に一から十までの数字の意味の解説が語られるが、その中にも聖徳太子に仮託された言説が登場する(「……サテ土字ハ、十二ニヲ加ゾ。太子ノ沙汰アルコトゾ」(『神書聞塵』一〇〇頁)。それが『神代卷抄』では「……故二十字ニ加二一字、為二十字一也、此ハ、先代旧事本紀之義也」(一九一頁)とされるといように、(聖徳太子の説)と位置付けられたものが他方で(『旧事本紀』の説)としても扱われることがあった(実際の『旧事本紀』にそのような記述はない)。

(27) この成立論的なパースペクティブの存在については、徳盛誠、注21前掲論文に詳しい。記述の矛盾の類に関しては、視点の異なる複数の神々による「神語」であるから異なる表現になっている、と兼俱が説明する場合もある(同論文、六二頁)。

(28) 本文の説(最初に生まれた神は国常立尊)とは異なる、国常立尊より先に可美葦牙彦舅尊が化生したとする記述を「不審」とした上で、それを聖徳太子が理解の一助として挿入したものとする。徳盛誠、注21前掲論文、六三頁参照。

(29) この箇所は小林千草氏により横川景三の開書にあたと判定

されている。以下に述べる『日本書紀桃源抄』の「天火明命」をめぐる注釈の内容については、小林千草「日本書紀桃源抄」(一)——ある抄文群の性格——、同「兼俱自筆本の成立と『幻抄』——兼俱系日本書紀抄諸本概説——」(『日本書紀抄の国語学的研究』清文堂出版、一九九二年)に詳しい。

(30) 『日本書紀桃源抄』の引用は大塚光信編『続抄物資料集成第九巻 日本書紀兼俱抄 日本書紀桃源抄』(清文堂出版、一九八一年)により、私に句読点、濁点、傍線を付した。

(31) 『神書聞塵』の「タクラ氏」も工造連(タクミノムラジ)の意か。

(32) 天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊が瓊瓊杵尊の兄であることは『旧事本紀』巻第三天神本紀に載り、瓊瓊杵尊の子・火明命が工造の祖であることは巻第十六皇孫本紀に載る。

(33) 『古事記』は『神代卷抄』では一例も参照例がない。『神書聞塵』では天御中主神について「古事記ニ、天ノ別神ト云ハソ」(二二頁)、保食神について「古事記ニハ、ミケモチノ神ト、保食神ト同ゾ」(六五頁)とある二例が単独の参照例で、他には【表一】⑥にある通り、『旧事本紀』とともに書名が出る箇所が一例ある程度である。「古語拾遺」については、『神代卷抄』『神書聞塵』ともに参照例は確認できない。

(34) 建御名方神の名の「方」の部分は、兼俱講の聞書では「刀」あるいは「力」として書かれる(『神代卷抄』では「建御名方命」)。諏訪社の神の名は『諸国一宮神名帳』(卜部宿禰奥書。応安八年(一三七五)以前成立)には「健御名力命」、「大日

本国一宮記」には「建御名刀命」とあり、卜部氏・吉田家には神名の「方」を「刀」あるいは「力」とする伝えが存在したようである(『諸国一宮神名帳』『大日本国一宮記』は『続神道大系』神社編 総記一所収)。

(35) 鎌田純一、注1前掲書、一四六頁。

(36) 『日本書紀』の引用は『日本古典文学大系』による。

(37) 円頓坊尊海(一二五三―一三三三)の「即位法門」には、「輒防ノ大明神」が山王の三男である自分こそ日本国を支配する権利があると主張して天照大神と戦うも劣勢となり、信濃国だけを貰い受けることを提案して降伏した、という話があり(阿部泰郎「慈童の誕生——天台即位法の成立をめぐって——」(『中世日本の王権神話』名古屋大学出版会、二〇二〇年)一〇四頁参照)、また春瑜本『日本書紀私見聞』(応永三十三年(一四二六)頃写)にも「即位法門」から引かれたほぼ同文の記事が存在する(同論文、一〇八頁)。これは⑮(国譲り)の諏訪郡に関する交渉の部分とやや類似する点があるようにも思われるが、兼俱は『日本書紀』の文脈に合わせていく中で、先行するそのような話の要素も取り入れていた可能性はある。

(38) なお、『神代卷抄』にない⑨(因幡の素戔)、『神書聞塵』九一頁)も長文の引用が行われる箇所であるが、その中では、元の『旧事本紀』では大己貴神が兄の事八十神に憎まれ二度殺害されたとされる箇所が、「事八十ノ、弟ヲ殺サウトセラレタニ、兎ガ蛇ノヒレヲマイシテ、マジナフヤウヲ教申タホトニ、

事八十ノ神ノ、ヨリツカレヌゾ。葉トモヲセラレタト云証拠ゾ」(事八十神に命を狙われた大己貴神は、助けた兔にまじないを教えられて事八十神を近づけなくすることに成功した)というものに変わっているという違いが生まれている。この相違点についても、あるいは⑨(因幡の素兎)が大己貴神が医薬の神であるとする箇所(注釈であること)に対応して、大己貴神が殺されてしまうという展開が医薬の神として相応しくないと判断されたために生じたのかもしれない。

寛文十年(一六七〇)に三十一巻本、延宝七年(一六七九)に七十二巻本が出版された。伊勢神宮とその別宮・伊雑宮の争論を引き起こし絶版・禁書となりながらも広く影響力を持った偽書として知られる。

(40) 河野省三『近世神道教化の研究』(宗教研究室、一九五五年)二〇・二二頁。

(41) 『本朝神社考』の引用は『神道大系』論説編二十 藤原惺窩・林羅山による。

(42) 野上潤一「林羅山『本朝神社考』の清原宣賢『日本書紀抄』利用に関する基礎的検討——羅山の学問と近世初期神道学史の一隅をめぐって——」(『古代中世文学論考』第三十二集、二〇一五年十月)二三五・二三六頁。

(43) この『本朝神社考』を中心とする神話テキストの受容・流通の問題については、別稿にて論じる予定である。

(44) こうした現代の神話研究に関わる問題については、神野志隆光『古事記と日本書紀』(講談社、一九九九年)など参照。

〈付記〉

本稿は科学研究費補助金(特別研究員奨励費、課題番号20J11361)の成果の一部である。

(まえだ りょうたろう・北海道大学大学院博士後期課程)